

医療廃棄物等収集運搬および処分業務仕様書

1. 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、富山県済生会高岡病院(以下「委託者」という。)の排出する医療廃棄物等の収集運搬および処分を、受託者が適正に処理することを目的とする。

2. 委託業務名

富山県済生会高岡病院医療廃棄物等の収集運搬および処分業務

3. 履行期間

平成31年4月1日から平成32年 3月31日

4. 委託業務対象施設概要

- | | | |
|----------|-----------------|--------------|
| (1) 施設名 | 富山県済生会高岡病院 | |
| (2) 所在地 | 富山県高岡市二塚387番1 | |
| (3) 建物 | 鉄筋コンクリート造 地上8階建 | |
| (4) 施設概要 | 敷地面積 | 25,136.39㎡ |
| | 延床面積 | 18,629.84㎡ |
| (5) 用途 | 総合病院 | 251床 (許可病床数) |

5. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して医療廃棄物の収集運搬を行う。

- (1) 委託者から発生する感染性廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 委託者から発生する感染性廃棄物を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却(熔融)処理し、焼却(熔融)処理後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (5) 非感染性廃棄物の処理についても、関係法令を遵守のうえ、適正に処理し、処理後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (6) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。

6. 廃棄物の種類

委託者が受託者に委託する医療廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 感染性廃棄物
メディカペール缶 40L・20L
- (2) 感染性廃棄物
針入れ容器 3.2L・1L
- (3) 非感染性廃棄物(廃プラスチック類)
ポリ袋 45L
- (4) マニフェスト

7. 処理予定数量

委託者が受託者に委託する年間予定数量は以下のとおりである。

(平成30年度4月～1月実績より算出)

- (1) 感染性廃棄物

メディカペール缶40L	6,700 箱
メディカペール缶20L	1,900 箱
- (2) 感染性廃棄物

針入れ容器 3.2L	1,150 個
針入れ容器 1L	60 個
- (3) 非感染性廃棄物(廃プラスチック類)

ポリ袋45L	3,000 袋
--------	---------
- (4) マニフェスト 270 式

8. マニフェスト

委託者、受託者は上記6. の感染性廃棄物の収集・運搬及び処分につき、感染性廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)による業務確認を行う。

9. 廃棄物梱包容器等の提供

- (1) 感染廃棄物梱包容器は業務委託料に含まれるものとし、必要量を提供する。
ただし、針入れ容器に関しては針刺し事故対策の為、委託者で容器を調達する。
- (2) 感染性廃棄物にはバイオハザードマークが表示されていることとする。
- (3) 梱包容器の仕様は以下のとおりとする。
 - ① メディカペール缶20L ペダル式スタンド「三甲製サンペールK20#用スタンド」対応品とする。
 - ② メディカペール缶40L ペダル式スタンド「出光ペール40L用スタンド」対応品とする。

10. 責任

受託者は委託者から委託された医療廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責を負う。この間に発生した事故は、その責任が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

11. 資格等

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、委託者にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。

受託者は委託者が委託した医療廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、委託者にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

12. 契約内容

- (1) 収集回数 収集回数は原則として感染性廃棄物:週2回、非感染性廃棄物:週1回とするが、委託者の指示があれば対応すること。
- (2) 支払方法 月末締め翌々月払い
- (3) 入札金額 上記7. の医療廃棄物 1単位 あたりの収集・運搬および処理に要する単価を記載し、年間予定数量に単価を乗じた年間金額の合計(税抜き)で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。
- (4) 契約方法 年間の予定数量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
- (5) その他 医療廃棄物収集運搬及び処理業務委託料については、収集運搬費、処理費及び廃棄物の梱包容器代等を含んだものとする。

13. 事故発生時の対応

- (1) 受託者は、受託業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅延なく委託者にその処理経過及び結果を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、事故等の処理後、様式1により報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

14. 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 搬出物の取扱いに十分注意するものとする。
- (3) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に委託者へ連絡すること。
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。

- (5) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施すること。
- (6) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、委託者の指示を受けること。
- (7) 受託者は、委託者の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (8) 受託者は、実績と年間予定数量との間に増減があっても、委託者に異議を申し立てることができないものとする。
- (9) 委託者は、最終処分場を年1回実地確認するものとする。

13. 受託者の責務

- (1) 受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、この事項は、契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受託者は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受託者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 受託者は、従事者に対して業務受託上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙である為、従事者もこれに従うこと。

14. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者が都度協議の上、決定するものとする。

様式1

事故発生報告書

報告日：平成 年 月 日

報告者：会社名

職氏名 印

連絡先

受託業務名	
事故等発生日時	
発生場所	
内容 (簡潔に)	
発生の経過	
発生後の対応	
事故等の原因	
今後の改善策等	

(注1) 事故発生後、直ちに当報告書を富山県済生会高岡病院管財・調達課へ提出すること。